る川来公報

令和元年10月1日(火曜日)

号

外

(第 37 号)

目 次

人事委員会

○職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 1

人事委員会

令和元年十月一日職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

石川県人事委員会

石川県人事委員会規則第三号

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当に関する規則(昭和三十一年石川県人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第一条の次に次の一条を加える。

(家畜伝染病の指定)

性鳥インフルエンザ、ニューカッスル病及び腐蛆病とする。脳症(牛に係るものに限る。)、馬伝染性貧血、豚コレラ、アフリカ豚コレラ、高病原性鳥インフルエンザ、低病原行性脳炎、狂犬病、炭疽、出血性敗血症、ブルセラ病、結核病、ピロプラズマ病、アナプラズマ病、伝達性海綿状第一条の二、条例第四条第一項第二号に規定する人事委員会規則で定める家畜伝染病は、牛疫、牛肺疫、口喘疫、流

钟 ==

用する。この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の特殊勤務手当に関する規則の規定は、令和元年九月一日から適

(1箇月2,350円送料とも)